

近代日本監獄史の研究

赤司, 友徳

<https://doi.org/10.15017/1931669>

出版情報 : Kyushu University, 2017, 博士 (文学), 課程博士
バージョン :
権利関係 :

氏 名 : 赤司 友徳

論 文 名 : 近代日本監獄史の研究

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、近代日本における監獄の諸制度がどのように作られ、それがどのように運営されたのかという問いを設定し、制度変化に着目して論じた。

第一章は、監獄運営の自立化という明治半ばにゆっくりと現れた監獄行政運営の変化を、議会勢力の動向を踏まえて、監獄引国庫支弁問題と連関させて分析した。その結果、監獄費法案審議を媒介に監獄改良への社会的認知が進んだこと、困難を極めた法案成立の経路が監獄行政運営の自立化をもたらした、その反面、社会からは監獄の問題が〈見えにくく〉なったこと、の二点を明らかにした。第二章は、明治初年に篤志的活動として始まった教誨を題材として、仏教教誨師の活動や意義について論じてきた先行研究とは異なり、「常置教誨師」制度を整えた内務省の側から考察を行った。内務省は、明治一四年「監獄則」において教誨制度を作ったものの、明治初年からの慣例に従い、宗教者のボランティアに依存する制度運用を行った。ただし、この制度運用法では、監獄教誨事業の主体が教誨師側にあり、内務省や監獄の意向が及びにくいという大きな問題があった。内務省がこの問題を発見したことが、教誨制度を変化させる要因となったことを明らかにした。第三章は、明治一〇年代後半から二〇年代初頭を近代日本における監獄行政の転換点と措定し、監獄を行政史的視点から検討を行った。それによって、明治一〇年代の日本の監獄改良は国際的な行刑思想の潮流を意識して進められたこと、明治二一年に開催された大日本監獄協会有志獄事協議会ではフォン・ゼーバッハ来日前からすでに彼の議論が先取りされた改革案が議論されていたこと、明治二三年に設置された監獄官練習所とゼーバッハの監獄論の検討から、監獄当局はゼーバッハの持つドイツ監獄学の理論以上に、それが実践的な監獄運営や官吏養成に包括的に結びつくことに期待したこと、の三点を明らかにした。第四章では、明治半ば、府県監獄費地方税支弁の時期に行われた巢鴨監獄建築事業を題材に、警視庁や東京府および監督官庁である内務省による建築事業の進め方と議会勢力の対抗関係を論じた。慢性的な財政不足を抱える監獄行政は議会勢力の予算削減に対抗し得ず、不十分な施設を建設せざるを得なかった。監獄の所管行政として指導力の限界を補うため、内務省は新築改築の際の許可手順を変更し、かつ建築基準を定める方針を取るに至った。第五章は、北海道集治監におけるキリスト教教誨師の活動を取り上げ、監獄行政における教誨方針と関連付けて検討した。内

務省監獄行政の中心が、清浦奎吾警保局長から小野田元瀨警保局長、そして小河滋次郎監獄事務官へと変わる中で、教誨政策も徐々に方向性が定まっていったことを明らかにした。

第六章は、国際的な監獄改良の動きとそれを媒介とした監獄改良家のつながりをグローバルネットワークと名付け、そのネットワークに参加した小河滋次郎および留岡幸助を中心に、彼らの活動を分析した。米国に遊学した留岡は、欧米監獄人脈を広げ、それを駆使して、様々な施設を視察・調査を行い、情報収集。発信に努めた。小河も同様の活動を行い、かつ日本の監獄資料を解説するなど、啓発活動も行った。両者の活動によって、海外の人々との交流は学術的なレベルにまで達した。これは、世界の監獄改良家が監獄改良は万国と関係をもってこそ進展するとの共通認識を形成しつつある中で、日本人の活動は重要な役割を担った。第七章は、第二章および第五章で論じた、明治三一年までに監獄行政が整備した教誨制度とその運用方針を踏まえ、明治三〇年代における監獄教誨の制度変化を分析し、明治三六年に「監獄教誨」制度として確立したことを明らかにした。制度変化の過程で生じた巢鴨監獄教誨師事件も取り上げ、監獄の制度にどのような歴史的意義を有したのかについても検討した。監獄費国庫支弁法案の目途が立ち始めた頃から、監獄局は典獄諮問会議による議論を繰り返し、これまでの課題解決に本格的に取り組むようになった。その間、監獄局は内務省から司法省に移管され、また府県監獄の管轄を司法省に移し、刑事政策に一貫性を持つ、全国統一的な監理体制を確立した。もちろんそれは教誨にも及び、その上で教誨師の職務権限と独立性を担保し、かつ教誨師の待遇も向上させることを達成し、明治三六年、ついに「監獄教誨」制度を完成させた。

以上を踏まえ、明治中期における日本の監獄制度は「非同意的自発」という状態のもとで、「仕方なく」作られ、そして「見えにくくされた」ものとなったと結論づけた。小河滋次郎も清浦奎吾も小野田元瀨など監獄行政の中核にいて、実質的な制度設計者だった人々でさえ、制度を自由に作り得たわけではない。彼らは様々な社会環境の影響を受けて、その都度修正を繰り返しながら、監獄の制度を作ってきた。外観からは、そのように作られた制度は能動的に作られたものとしてしか見えないものの、彼らの立場からすれば、「非自発的同意」のもとで作らざるを得なかったのである。「非自発的同意」のもとで作られた監獄は、制度的安定性を欠き、繰り返し改良の余地を生む。制度改正の時間的間隔、制度の硬質性について考察した時に、監獄のように、近代以降に誕生し、政策選好における順位の高い制度は、かかる「非自発的同意」の視座によって従来の見え方を変え、新たな展望を手に入れるのではないだろうか。